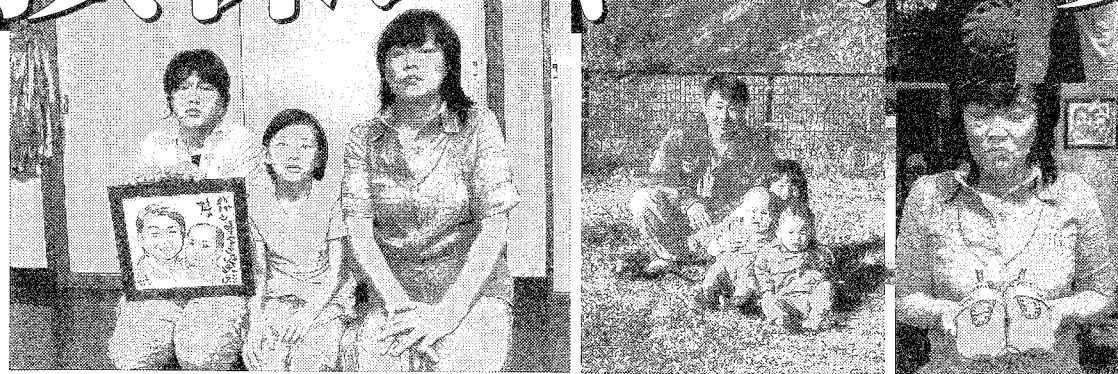


交通事故被害者を泣かせる

損保ジャパンの



●武笠さんのケース

損保ジャパンの「損害賠償金提示」		判決の損害賠償額	
夫・学さん	約260万円	夫	約5860万円
長男・陣君	約570万円	長男	約2670万円
計	約830万円	遅延損害金など	約1590万円
		計	約1億120万円
		提示との差額	約9290万円

社である。当然、保険金支払額を適正に調査する義務があるはずだが、涙美子さんは損保ジャパンから夫の年収などをきちんと聞かれたことはなかったという。

結局、涙美子さんは、損保ジャパンを相手に裁判を起こすしかなかった。

この裁判では、損害額のほか、遺族が無保険車傷害保険の請求をしたのはいつと見るべきか、つまり遅延損害金の起算日も争点のひとつになった。ところが、その立証において、損保ジャパン側が証拠を隠すかのような動きを見せた。

実は、損保ジャパンの担当者らは、事故から約1カ月後の03年9月に、武笠さんの親族に「無保険車傷害保険の適用がある」という内容の説明をし、さらに、「債務者自宅状況」と表題をつけ、「2003.9.16」と撮影日が入ったBの住居の外観写真を手渡していた。武笠さんに保険金を支払った後の求償権を保全するため、「債務者」となるB側の資産調査を行い、早くから無保険車傷害保険の適用を考えていたと思われるのだ。

だが、裁判の中で、武笠さん側が「求償権行使に際して調査した資料」の提出を求めても、損保ジャパンはこの写真の存在を明らかにせず、

「同人（B側）等に対するその他の調査は行っていない」と主張。B側に関する書類は登記簿謄本などだけだと裁判所に対しても公式に約束した。だが、武笠さん側の代理人が写真の存在を指摘すると、突然、「提出を失念した」とうっかりミスのような言い訳をしたのだ。

武笠さんの代理人を務めた交通事故・弁護士全国ネットワークの古田兼裕弁護士は、憤りを隠せない様子でこう指摘する。

「求償権行使に際して調査した資料」については、被告に対して再三提出を求め、裁判所による文書提出命令の一手手前の段階まで進んでいました。その上で調書に明記し、弁護士が確認しておきながら、『失念』で済まされるはずはありません。損保ジャパンの行為は、証拠隠滅行為以外の何ものでもない。この行為が発覚した後、裁判所の和解提示額が引き上がり、判決

写真は左から、亡くなった学さんと陣君の肖像画をもつ武笠さん家族／ありし日の学さんと陣君ら／事故当時陣君がはいていたくつを涙美子さんは今も大切にしている（撮影・横浜大輔）。武笠さん家族の乗ったワゴン車（左）に対向車が突っ込んだ事故現場（撮影・西知治）

「超」「うっかり」「ご参考」で低額提示

「払い渋り」体質



「いざというときにお支払いします」と約束して保険料を受け取っておきながら、交通事故に遭った「いざ」というときに支払わない。損保会社の「払い渋り」体質は、著書『自動車保険の落とし穴』（朝日新書）でも告発した。だが、そこでも触れなかった、損保ジャパンによるあまりにひどい「払い渋り」事例を取り上げたい。

ジャーナリスト 柳原三佳

「あの事故で、私は夫と長男を亡くし、次女は脳挫傷で今も障害が残っています。私自身も大けがを負いました。唯一頼りにしていたのが、主人が契約していた自動車保険だったのですが、信じられないような提示をされて……。あのまま信用していたらと思うと、恐ろしくなります」

埼玉県さいたま市に住む武笠涙美子さん（39）は5年前の交通事故で、幸せな家庭を一瞬にして失った。

2003年8月10日午後2時45分ごろ、埼玉県横瀬町の国道299号で事故は発生した。家族5人で行楽地へ向かっている武笠さんの軽ワゴン車に、対向車が突然、中央線を越え、突っ込んできたのだ。

夫の武笠学さん（当時37）は、運転席ではさまれ、数時間後に失血死。後部座席にいた長男の陣君（当時2）は、頭蓋骨折で1週間後に死亡した。次女は脳挫傷の重傷を負い、長女は足の指を骨折。涙美子さんも骨

盤と手足を骨折する大けがを負った。

まれに見る悪質な事故だった。加害車両の運転者は、ペルー国籍の男A（当時23）で、無免許の上、泥酔状態で、業務上過失致死傷罪で緊急逮捕された。助手席に同乗していた女性B（当時35）も酒に酔っており、後に幫助罪で起訴された。

証拠写真出さず「失念」と言い訳

Aが運転していた車は、Bの夫のものだった。この車には任意保険がかけてあったが、運転者の「家族限定」がついていたため、家族以外のAが運転して起こした今回の事故は免責。つまり無保険の状態だった。

加害者が無保険の場合、被害者側は自身の車にかけている「無保険車傷害保険」に保険金を請求することができる。保険金の上限は対人保険と同額で、無制限の場合、1人あたり2億円だ。武笠さんの車は損保ジャ

パンの保険に入っており、無保険車傷害保険もついていた。当然、支払いの対象となるはずだが、この保険金支払いをめぐる、涙美子さんは損保ジャパンから、「払い渋り」としか思えない仕打ちを受けたという。

事故からほぼ半年後、損保ジャパンの担当者は「損害賠償金提示のご案内」という書類を涙美子さんに示した。これによると、学さんと陣君の任意の保険金の受取額は、約260万円と約570万円と合わせて約830万円だった。

だが、夫と長男を失い、残った家族も大けがを負った涙美子さんには、あまりに低い提示額だった。

「損保ジャパンの担当者からは、『自賠責のために必要な書類を出してください』と言われただけでした。結局、その書類だけを使って任意保険の計算もしたようです」（涙美子さん）

損保ジャパンは加害者側の保険会社ではなく、武笠さんが契約していた保険会

額もそれに準じたものとなりましたが、この増額は、損保ジャパンの証拠隠滅行為に対する裁判所の制裁的な判断であると認識しています」

和解額

約3億2000万円

- (内訳)
- 治療費 約1400万円
- 将来介護料 約1億円
- 逸失利益 約8700万円
- 後遺障害慰謝料 3000万円など

0円 (免責)

損保ジャパンの初回提示額

● 渋澤さんのケース



息子がなくなった状態となった新子さんの介護を担った渋澤さん

損保ジャパンなのか、それとも弁護士なのか。損保ジャパン側は、こう弁明した。「司法を愚弄するような意図は全くございませんでした。写真の提出を失念しましたことにつきましては、深くお詫び申し上げます」

しないことについて、どう考えているのだろうか。古田弁護士は、こう語る。「私は数多くの交通事故裁判を手がけていますが、損保ジャパンの悪辣さは、群を抜いている印象がある。損保ジャパンで自動車保険を契約している人は、契約者だからといって安心はできません。十分に提示額の内容を吟味し、場合によっては第三者に相談したほうがいいでしょう」

(53)、新子さん(51)夫妻だ。まずは上の表を見てほしい。これは、渋澤さんの事故における「損保ジャパンの初回提示額」と「裁判での和解額」を比較したものだ。損保ジャパンは当初、免責(0円)と主張していたが、裁判によって支払い対象だと認められ、その和解額は3億2千万円を超えた。もし訴訟に踏み切っていなければ、渋澤さんに本来支払われるべき億単位の保険金は「払い渋り」されただけだったろう。

この事故で、助手席の修哉さんは、急性硬膜下血腫、びまん性脳損傷などの重傷を負い、遷延性意識障害(いわゆる植物状態)という最重度の後遺障害を負った。事故は、Cさんの対向車線オーバーが原因だった。助手席だけが負った修哉さんは被害者なので、Cさんが運転していたこの車の対人保険から修哉さんに保険金が支払われるというのが自然な流れのはずだった。だが、任意保険の契約をしていた損保ジャパンは、「父親の所有する車に息子が同乗して起きた、親子関係の事故」であり免責。保険金は支払えない」と、対人保険の支払いを完全に拒否してきたのだ。

担当者が転動し 交渉はやり直し

事故が起こったのは、00年4月30日のことだった。この日、渋澤さんの長男・修哉さん(当時19)は、父親・師郎さん名義の車で友人のCさんとドライブに出かけた。運転していたのはCさん。修哉さんは助手席に乗っていた。途中、カーブを曲がりきれず、対向車と正面衝突。

たしかに、この車は父親の師郎さん名義で、保険も師郎さんが契約していた。しかし、息子の修哉さんも頻繁に運転するため、年齢条件は設定せず、運転者の家族限定もつけていなかった。つまり、約款上は友人が運転しても全く問題がないのだ。

いはずなのだ。

母親の新子さんは、悔しさをにじませる。

「損保ジャパンは私たちが説明を求めると、ややこしい約款を引き合いに出し、ずるずると話し合いを引き延ばしました。こちらも息子の介護をしながらですから、思うように動けません。そうするうちに、担当者が転勤し、新しい担当者が赴任。そして交渉はまた一からやり直し。そんなことが何回続いたでしょうか。とにかく、ごまかされ、待たされ続けた数年間でした」

途方にくれた渋澤さん夫妻だったが、あきらめきれず、交通事故で障害を負った被害者とその家族が多数参加している「NPO法人交通事故後遺障害者家族の会」の勉強会に何度も出席し、弁護士への相談を重ねた。筆者も当時から、渋澤

さんの懸命な訴えを聞いていたのだが、とにかく、

「息子のために泣き寝入りだけはしたくない……」

そんな強い信念が伝わってきた。事故から6年後、事態は大きく動いた。渋澤さんが相談した弁護士の調査などによって、損保ジャパンが、渋澤さんの車の対物保険から、正面衝突した相手の車に、早い時期に修理代などを支払っていたことがわかったのだ。

同じ事故で、対物保険は「有責」、対人保険は「免責」になることなど、本来ありえない。つまり、この事故はそもそも「有責」であり、「親子関係の事故」などといった理由はまったくの詭弁にすぎなかったのだ。

そこで渋澤さんは、損保ジャパンを相手に訴訟を提起。損保ジャパンは、「判断が間違っていた」と認め、事故から7年後の07年4月20日、治療費や将来介護料、慰謝料など計2億6900万円(遅延損害金を含むと

不払い調査中も 払い渋りを放置

この事例について、損保ジャパン広報室は、次のようにコメントした。「本件につきましては、有無責の判断に誤りがあり、事故当初、同乗されていた方への対人賠償は免責と判断しておりました。保険金の支払いを回避する等の意図をもって行ったものではございません」

しかし、契約者の渋澤さんは再三にわたって異議を申し立て、支払いを求めて

いたのだ。「判断の誤り」で済まされる問題ではないだろう。渋澤さんの怒りは今も収まらない。「一切の賠償を受けられず、経済的に追い詰められながら、毎日息子の介護に通ったあの数年間がどれほどつらかったことか……。きつと泣き寝入りしている人が大勢いるのではようね」

母親の新子さんは、涙声でそう振り返った。今年で事故から9年目。19歳だった修哉さんは現在27歳となったが、今も介護の日々は続いている。

金融庁が命じた不払い調査の結果、損保ジャパンは数十億円の不払いがわかり、処分を受けた。これは、見

舞金や代車費用などほとんどが数千〜数万円の付随的な保険金の不払いだった。だが、今回取り上げた二つの事例だけでも計4億円以上の「払い渋り」が発覚している。小さな不払いが公表しても、損保ジャパンは今回のようなケースを公表していない。被害者もない賞味期限の偽装を企業が謝罪する時代に、「判断の誤り」で億単位の不払いをしていた企業がほかおかむりしたままでいいのだろうか。いったい、水面下でどれだけの「契約者」が適正な保険金を受け取れないまま切り捨てられていることだろうか。交通事故と保険の問題を長く取材してきた筆者のもとには、同様の事案が多数寄せられているが、素人が難解な約款を読み解き、損保会社の詭弁に立ち向かうのは極めて困難だ。とにかく、損害額が大きくなればなるほど、査定が厳しく、強いつい現状は認識しておくべきだろう。